

〔注〕平成26年3月から改正経過を注記した。

改正 平成5年9月30日条例第31号  
平成11年3月12日条例第14号  
平成26年3月18日条例第11号  
令和元年12月6日条例第23号

平成7年3月14日条例第11号  
平成13年12月3日条例第56号  
平成27年12月8日条例第44号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 自転車の放置禁止（第10条—第15条）
- 第3章 削除
- 第4章 自転車駐車場の附置義務（第20条—第29条）
- 第5章 民営自転車駐車場の育成（第30条）
- 第6章 杉並区自転車等駐車対策協議会（第30条の2—第30条の7）
- 第7章 雜則（第31条—第34条）
- 第8章 罰則（第35条・第36条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もつて区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車の利用者が当該自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいう。

#### （区長の責務）

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。

#### （区民の責務）

第4条 区民は、自転車の放置防止について、区長の実施する施策に協力しなければならない。

#### （自転車利用者等の責務）

第5条 自転車を利用する者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所において、自転車を放置することのないように努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

#### （鉄道事業者の責務）

第6条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

#### （施設の設置者又は管理者の責務）

第7条 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

#### （自転車の小売を業とする者の責務）

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、購入者に対し、当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用の自粛)

第9条 駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。

第2章 自転車の放置禁止

(放置禁止区域の指定等)

第10条 区長は、第1条の目的を達成するために、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、放置された自転車が、大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車の放置禁止)

第11条 自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第12条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第13条 禁止区域外の公共の場所において、自転車が放置されており、区民の良好な生活環境が阻害されている場合、区長は、自転車の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

2 前項の措置を講じても、なお、自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

第14条 区長は、第12条又は前条第2項の規定により自転車を撤去したときは、現場において撤去した旨を公示し、当該自転車を一定の期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 区長は、前項の措置を講じた後、引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車については、区において処分する旨の告示をした後、当該自転車の処分をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに、当該自転車を処分することができる。

(費用の徴収)

第15条 区長は、第12条又は第13条第2項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、1台につき5,000円を徴収することができる。

一部改正〔平成26年条例11号〕

第3章 削除

削除〔令和元年条例23号〕

第16条から第19条まで 削除

削除〔令和元年条例23号〕

第4章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第20条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、杉並区内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域とする。

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第21条 指定区域内において、次の表中(イ)欄の用途に供する施設で(ロ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ハ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該

施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(イ)	(ロ)	(ハ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパー、マーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
スポーツ施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
学習施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積及び教室面積（以下「店舗等面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（混合用途施設に係る自転車駐車場の規模）

第22条 前条第1項の表中(イ)欄の2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

（大規模施設に係る自転車駐車場の規模）

第23条 店舗等面積が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）を新築する場合には、第21条の規定にかかわらず、店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗等面積の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、同条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第24条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定地域が定められる前に建築された部分を除く。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

（1） 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

（2） 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模）

第24条の2 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定により、建築確認が必要なものについて、次の各号に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされてい

ない部分を除く。) をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模(以下本項において「用途変更後の規模」という。)から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模(以下本項において「既存の規模」という。)を控除した規模に2分の1を乗じて得た規模(1台に満たない端数は切り捨てる。)の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、用途変更後の規模をもつて、当該施設の自転車駐車場の規模とする。

- (1) 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる用途の変更又は当該施設で当該規模のものについての用途の変更
- (2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

- 2 前項の用途の変更とともに、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。  
(その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置)

第25条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、第21条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第26条 第21条から第24条の2までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。  
(自転車駐車場の設置の届出)

第27条 第21条から第24条の2までの規定により、自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

第28条 削除

(自転車駐車場の管理)

第29条 第21条から第24条の2までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

第5章 民営自転車駐車場の育成

(補助金の交付)

第30条 区長は、民営自転車駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車駐車場を設置した者に対して予算の範囲内で、その設置及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

第6章 杉並区自転車等駐車対策協議会

(協議会の設置)

第30条の2 自転車法第8条第1項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第30条の3 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱した委員24人以内をもつて組織する。

- (1) 区民 8人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 鉄道事業者 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 6人以内

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第30条の4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第30条の5 協議会は、会長が招集する。

(協議会の会議)

第30条の6 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができます。

(委員以外の者の出席)

第30条の7 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

## 第7章 雜則

(関係機関との協議)

第31条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(立入検査)

第32条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

(措置命令)

第33条 区長は、第21条から第24条の2まで、第26条又は第29条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第35条 第33条第1項の規定による区長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第27条の規定に違反した者及び第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

## 附 則

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、昭和60年1月1日から施行する。

2 平成11年10月1日前に、杉並区内の都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「特定区域」という。）において、第21条第1項の表に規定する飲食店、スポーツ施設又は学習施設（以下「新適用施設」という。）の施設の用途として新築、増築又は用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「平成11年10月1日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、第24条の2中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「平成11年10月1日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と読み替えて適用する。

3 特定区域において、第21条第1項の表中新適用施設を除いた施設の用途として、昭和60年10月1日から平成11年10月1日までの間に新築又は増築された施設及び同日前に用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第22条中「の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模」とあるのは「を合計した自転車駐車場の規模」と、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「昭和60年10月1日前に建築された部分又は平成11年10月1日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、「をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち昭和60年10月1日から平成11年10月1日までの間に新築又は増築された部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。以下「既建築部分」という。）をすべて新築したとみなして杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を改正する条例（平成11年杉並区条例第14号）による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該増築後の施設から既建築部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模（増築後の施設が5,000平方メートルを超える場合は、新たに5,000平方メートルを超えることとなる部分について算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を控除した規模とする。）を加えた規模」と、第24条の2中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「昭和60年10月1日前に建築された部分又は平成11年10月1日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と、「をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち同日以後に用途の変更がされた部分（以下「新変更部分」という。）について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該用途の変更後の施設から新変更部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして改正前の条例第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模を加えた規模」と読み替えて適用する。

#### 附 則（平成5年9月30日条例第31号）抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項（東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第1項の改正規定に限る。）、第4項及び第6項の規定は、同年1月1日から、別表第1及び別表第3の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。
- 3 前項の規定による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に撤去した自転車について適用する。
- 4 改正後の条例第17条第1項の規定は、適用日以後に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料について適用し、適用日前に自転車駐車場等を利用しようとする者の登録手数料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第15条の規定の適用については、適用日から平成7年3月31日までの間に撤去した自転車に限り、同条中「2,000円」とあるのは「1,500円」とする。
- 6 改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、適用日から平成7年3月31日までの間に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料に限り、同条中「4,000円」とあるのは「3,000円」とする。

#### 附 則（平成7年3月14日条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定並びに第2条の規定は同年6月1日から、第3条中杉並区立自転車駐車場条例別表第1の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

#### 附 則（平成11年3月12日条例第14号）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例は、平成11年10月

1日（以下「施行日」という。）以後に建築確認の申請を受けたものから適用し、施行日前に建築確認の申請を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月3日条例第56号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、平成14年4月1日以後に撤去した自転車について適用する。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）抄

改正 平成27年12月8日条例第44号

- 1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第14項の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定 平成26年4月1日
  - (3) 第16条の規定 平成27年4月1日
  - (4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日

一部改正〔平成27年条例44号〕

- 10 第17条による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、施行日以後に撤去した自転車について適用する。

附 則（平成27年12月8日条例第44号）抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年12月6日条例第23号）抄
- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）